

健康診断結果報告書の提出はお済みですか？



労働安全衛生法では、事業者は労働者に対し、法令に基づき次の表に記載している健康診断を実施するとともに、遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署に報告することが義務付けられています。

本リーフレットにより、報告書提出の有無をご確認いただき、未提出の場合には、急ぎご提出いただきますようお願いいたします。また、裏面には、健康診断結果報告書の提出方法や作成時の注意事項等を掲載していますので併せてご覧下さい。

健康診断等の種類 実施時期・頻度・その他	報告様式の名称	根拠法令	報告
定期健康診断 □雇入れ時 □1年以内ごと	定期健康診断結果報告書 様式第6号 (報告対象事業場：労働者規模50人以上)	労働安全衛生規則 第43条・第44条	<input type="checkbox"/>
特定業務従事者健康診断 □配置時 □6月以内ごと	定期健康診断結果報告書 様式第6号 (報告対象事業場：労働者規模50人以上)	労働安全衛生規則 第45条	<input type="checkbox"/>
ストレスチェック □1年以内ごと	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書 様式第6号の2 (報告対象事業場：労働者規模50人以上)	労働安全衛生規則 第52条の9	<input type="checkbox"/>
有機溶剤等健康診断 □配置時 □6月以内ごと	有機溶剤等健康診断結果報告書 様式第3号の2	有機溶剤中毒予防規則 第29条	<input type="checkbox"/>
特定化学物質健康診断 □配置時 □6月以内ごと	特定化学物質健康診断結果報告書 様式第3号	特定化学物質障害予防規則 第39条	<input type="checkbox"/>
鉛健康診断 □配置時 □6月以内ごと※1	鉛健康診断結果報告書 様式第3号	鉛中毒予防規則 第53条	<input type="checkbox"/>
電離放射線健康診断 □配置時 □6月以内ごと	電離放射線健康診断結果報告書 様式第2号	電離放射線障害防止規則 第56条	<input type="checkbox"/>
石綿健康診断 □配置時 □6月以内ごと	石綿健康診断結果報告書 様式第3号	石綿障害予防規則 第40条	<input type="checkbox"/>
じん肺健康診断 □配置時 □3年以内ごと □1年以内ごと(管理区分2、3)	じん肺健康管理実施状況報告 様式第8号 (報告は毎年1～2月末 健診実施しない年も報告が必要)	じん肺法 第8条	<input type="checkbox"/>
歯科健康診断 □6月ごと 対象：有害業務※2従事者	有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書 様式第6号の2	労働安全衛生規則 第48条	<input type="checkbox"/>
四アルキル鉛健康診断 高気圧業務健康診断 除染等電離放射線健康診断	四アルキル鉛健康診断結果報告書 様式第3号 高気圧業務健康診断結果報告書 様式第2号 除染等電離放射線健康診断結果報告書 様式第3号	四アルキル鉛中毒予防規則 第22条 高気圧作業安全衛生規則 第38条 除染電離放射線障害防止規則 第20条	<input type="checkbox"/>
指導勧奨による特殊健康診断 (VDT、騒音、腰痛等29業務)	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	通達・ガイドライン等	<input type="checkbox"/>

※1 はんだ付けの業務等、一部の鉛業務については1年以内ごと。

※2 有害な業務：塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務(労働安全衛生法施行令第22条第3項)。

